

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1375号)

平成28年12月22日

横 情 審 答 申 第 1 3 7 5 号

平 成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年12月25日消鶴第2879号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日から特定日にかけて、特定の行為を行い、文書訓戒の処分を受けた職員に対し、バイタルサインを測定した隊員の名称。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日から特定日にかけて、特定の行為を行い、文書訓戒の処分を受けた職員に対し、バイタルサインを測定した隊員の名称。」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定年月日から特定日にかけて、特定の行為を行い、文書訓戒の処分を受けた職員に対し、バイタルサインを測定した隊員の名称。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年12月1日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求は、特定年月日から特定日にかけて、特定の行為を行い、文書訓戒の処分を受けた職員（以下「特定職員」と言う。）を名指しし、バイタルサインを測定した隊員の名称の開示を求めている。したがって、非開示決定を行えば本件申立文書が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないことを答えることになる。その結果、特定職員がバイタルサインの測定を受けたことの事実の有無が明らかになり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。
- (2) バイタルサインの測定を受けたという事実の有無は、特定職員の健康状態等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件

処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示決定を取り消し、全面開示を求める。
- (2) 特定の行為を行った職員が文書訓戒になったが、担当課長からの話によると、懲戒処分に該当せず文書訓戒であった理由として、本人は体調不良でやむを得ず特定の行為を行ったためとのことであった。
- (3) 特定職員の行為は極めて悪質であり市民に説明する義務がある。
- (4) バイタルサインの測定と観察結果の公表を求めたが拒否したため、観察結果と特定の行為をした合理的な説明がない。観察した隊員から観察結果を求めたい。

5 審査会の判断

(1) 本件請求について

申立人は、本件請求に係る開示請求書に「特定年月日から特定日にかけて、特定の行為を行い、文書訓戒の処分を受けた職員に対し、バイタルサインを測定した隊員の名称。」として、特定職員の氏名を記載した上で本件請求を行っていることから、本件請求は、特定職員がバイタルサインの測定を受けた事実があることを前提として、測定した隊員の名称が記載された文書の開示を求めるものと解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、「特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在について応答することによって、開示したのと同様の効果が生じること」及び「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること」

という要件を備えていることが必要であると解される。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件申立文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうこととなるとして、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の要件を備えているかについて以下検討する。

イ 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

ウ 本件請求は、特定職員がバイタルサインの測定を受けた事実があることを前提とする文書の開示を求めるものであり、本件請求は、特定の者を名指しした上で行われたものであることが認められる。

そのため、本件請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件申立文書が存在すること、すなわち特定職員がバイタルサインの測定を受けた事実があるという情報を明らかにすることとなる。また、不存在を理由とした非開示決定を行った場合には、特定職員がバイタルサインの測定を受けた事実がないことを明らかにすることとなる。

このような情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、特定職員がバイタルサインの測定を受けた事実の有無は、公務員の職務の遂行の内容に係る情報であるとは認められないため、同号ただし書ウには該当しない。さらに、当該情報は、同号ただし書ア及びイにも該当しない。

エ これらのことから、本件請求に対し開示決定、非開示情報該当を理由とする非

開示若しくは一部開示の決定又は不存在を理由とした非開示決定をするだけで、特定職員がバイタルサインの測定を受けた事実があるか否かという、非開示となる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年12月25日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成28年1月21日 (第192回第三部会) 平成28年1月28日 (第282回第一部会) 平成28年1月29日 (第285回第二部会)	・諮問の報告
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・審議
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・審議
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議
平成28年12月1日 (第204回第三部会)	・審議